

【渋谷区高齢者在宅福祉サービスのご案内】

令和8年9月発行

区内在住の高齢者(65歳以上)の方へのサービスをご紹介します。

※文中の「要支援」「要介護」とは介護保険の要介護認定結果のことです。
※文中の「事業対象者」とは介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という)で基本チェックリストを受けた結果、サービスが必要と判定された方のことです。
※文中の「地域包括支援センター」は、お住まいの地域によって担当が分かれています。(最終頁参照)
※「★」のサービスについては、障がい者福祉課で実施している類似のサービスを利用または申請されている方は申請できません。

●ひとり暮らし、高齢者のみの世帯等の方へのサービス

※「高齢者のみの世帯」とは、65歳以上の方々だけで生活している方です。

サービス名	サービス内容	対象者	利用料	申し込み
救急通報システム★	居宅内で緊急に助けを求めたいときに、民間事業者に通報できる通報装置(ペンダント型非常押ボタン、専用通報器)を設置します。通報すると、必要に応じて救急車の要請と同時に出動員が駆け付けます。 また、別途トイレの扉にライフリズムセンサーを設置することで、一定時間扉の開閉がなかったときに、自動で事業者に通報します。	在宅で65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯(日中高齢者のみになる方を含む)、または同居する家族(65歳未満)が疾病等で緊急時対応が困難な世帯の方	ライフリズムセンサーあり…月額410円 なし…月額290円 (別途通信料)	地域包括支援センター、 高齢者福祉課 サービス事業係
高齢者見守りサービス	見守り機能を備えたIoT機器を自宅に取付けることで、離れて暮らす家族などのスマートフォンから安否を確認することができます。	在宅で65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方	初期費用および12か月分の月額利用料は無料	
寝具の乾燥サービス★	寝具の乾燥を行います。 「乾燥」…高温での乾燥処理 「丸洗い」…消毒液をスプレーし、高温で乾燥処理	次の要件を満たす在宅の方 ・65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯 ・「要支援」「要介護」 ・介護保険の訪問介護では寝具を干すことが困難	乾 燥(月1回) 570円 丸洗い(年1回) 670円	
地域で安心見守りサポート事業	地域の安心見守りサポート協力員が訪問や電話等で、日常生活上の身近な相談、医療や福祉サービスへの橋渡しを地域包括支援センターと連携しながらチームで継続的に行います。	65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯(日中高齢者のみになる方を含む)で、日常生活に不安があるため見守りが必要な方	無料	地域包括支援センター <担当部署> 高齢者福祉課 高齢者相談支援係 3463-1989
ごみの訪問収集	ごみを玄関先等まで収集に伺います。	身近な人などの協力を得ることが困難で、ごみを自ら集積所まで持ち出すことができない、65歳以上または障がいのある方のみの世帯(ひとり暮らしを含む)	無料	清掃事務所 5467-4300
粗大ごみの運び出し収集	作業員が粗大ごみを室内等から運び出しに伺います。ただし、排出物によっては運び出し収集の対象にならないものもあります。	身近な人などの協力を得ることが困難で、粗大ごみを自ら運び出すことができない、65歳以上または障がいのある方のみの世帯(ひとり暮らしを含む)	運び出し無料 ただし、粗大ごみ処理手数料は別途必要	
軽作業代行サービス	サービス内容・利用料			<事前登録> 地域包括支援センター、 高齢者福祉課 サービス事業係
	電球などの簡単な部品交換		200円(1時間)	
	居室外の掃除、庭木の水やり、外出・通院の付添(介助を必要としない)		500円(1時間)	
	植木のせん定(高さに制限あり)		5,000円(3時間)	
	除草		3,000円(3時間)	
	対象者		※ 生活保護受給中の方は無料 ※ 別途実費がかかる場合あり ※ 各利用回数に制限あり	<利用申込> 渋谷区シルバー人材センター 5465-1876
	65歳以上の在宅の方で、ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯(日中高齢者のみになる方を含む)の方 ご利用には事前登録が必要です。			

●住まいに関するサービス

サービス名	サービス内容	対象者	利用料	申し込み
入居支援事業	①入居支援に協力する不動産会社をご案内します。 ②必要な方には、区と協定を締結した居住支援法人が賃貸借契約までの同行支援を行います。 ③賃貸借契約に伴う保証人がいない場合に、国土交通省に登録している民間保証会社を紹介し、初回保証料の一部を補助します。	65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上を含む60歳以上の方のみの世帯の方で、区内の住宅から区内の民間賃貸住宅へ住み替える必要がある方	③初回保証料補助限度額 50,000円	都市整備部 住宅政策課 居住支援係 3463-1848
立ち退きに伴う住み替え家賃補助	立ち退きを求められているため住み替える必要がある場合に、住み替え後の家賃の差額の一部などを補助します。	65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上を含む60歳以上の方のみの世帯の方で、区内の民間賃貸住宅から区内のほかの民間賃貸住宅に住み替える必要がある方	月額家賃補助限度額 10,000円 転居一時金として、転居費用の一部を補助する場合あり	
高齢者住まい安心サポート	区と協定を結んだ東京都指定の居住支援法人が実施する安否確認・死亡時の費用補償サービスの初回登録料を区が補助します。	65歳以上のひとり暮らしで、区内の住宅から区内の民間賃貸住宅へ住み替え予定または区内の民間賃貸住宅に居住している方	初回登録料補助限度額 16,500円 ※別途月額利用料あり	
住宅簡易改修支援事業	区が協定を結んでいる建築業者団体に登録している区内の施工業者による住宅簡易改修工事費の一部を助成します。	次の要件をすべて満たす方 ・区に住民登録があり、区内の住宅(店舗などと兼用の場合は住宅部分、共同住宅の場合は専有部分が対象)に居住していること。 ・対象住宅の所有者、所有者の配偶者、親または子であること。 ※ この他にも条件があります。 工事の前にお問い合わせください。	助成限度額 100,000円 消費税を除く 50,000円以上の工事費用の2割(千円未満は切捨て)	東京土建一般労働組合渋谷支部 「すまいの相談室」 6304-2317 <担当部署> 住宅政策課 住環境整備係 3463-3548
住宅設備改修給付	日常の動作が困難であり、住宅改修が必要な場合に、浴槽の取替え、流し台または洗面台の取替え、階段昇降機の取付けを行います。	65歳以上の「要支援」「要介護」で次の要件を満たす在宅の方(階段昇降機は要介護3～5) 【浴槽の取替え】 身体機能の低下により、既存の浴槽での入浴が困難 【流し台または洗面台の取替え】 車いすを利用している(流し台の取替えは高齢者本人が主に調理を行う場合) 【階段昇降機の取付け】 車いす等を利用し、日常的に階段を昇降する必要がある	給付限度額の1割(実際の工事額が下回る場合はその額の1割)と限度額を超えた分の全額 生活保護受給中の方は限度額内を免除	地域包括支援センター ※いずれも、必ず工事着工前に申請してください。 着工後や工事が完了しているものは対象となりません。

●防犯・防災に関するサービス

サービス名	サービス内容	対象者	利用料	申し込み
しらせる君	登録した電話番号に、区が発信する防災情報(避難情報や避難所開設情報等)を電話でお知らせします。また特定の電話番号に電話をかけた場合も防災情報を確認することができます。	65歳以上でインターネットの利用に不安のある方 ※その他の方でも申し込みできます。	無料 ※利用者から電話をかけた場合は通話料が発生します。	防災課 3463-4475
自動通話録音機	特殊詐欺等の迷惑電話対策のため、固定電話に取り付ける防犯機器「自動通話録音機」を貸与します。	おおむね65歳以上の方	無料	地域包括支援センター、安全対策課 3463-1598 ほか区内警察署など

●その他のサービス

サービス名	サービス内容	対象者	利用料	申し込み
マッサージサービス	区内施設にてマッサージサービスを行います。(定員に限度があり先着順に受け付けます。)	65歳以上の方	1回 1,400円	当日、会場で
高齢者入浴デー	区内の公衆浴場を毎月第1・3日曜日(1月は第3日曜日のみ)の午後1時～4時(受付)まで無料開放します。(引き続きの入浴は、午後4時以降も可能です。)	60歳以上の方	無料 (利用者証の提示が必要)	地域福祉課 福祉管理係 3463-1832

●(前頁続き)その他のサービス

サービス名	サービス内容	対象者	利用料	申し込み
訪問入浴サービス★	介護保険の訪問入浴サービスだけでは十分でない場合に、利用回数を追加します。 ※上乗せ利用回数の上限 月2回まで	次の要件を満たす方 ・「要介護」 ・介護保険で月1回以上の訪問入浴を利用している ・介護保険の居宅サービスを限度額まで利用している	1回 1,200円 生活保護受給中の方は無料	
介護予防デイサービス支援	総合事業の国基準相当通所型サービスだけでは十分でない場合に、利用回数を追加します。 ※上乗せ利用回数の上限 週1回まで	「要支援1」の方で、総合事業で国基準相当通所型サービスを利用している方	1回600円 生活保護受給中の方は無料	担当のケアマネジャーにご相談ください。 (担当のケアマネジャーがいない方は、地域包括支援センターにご相談ください。)
ホームヘルプサービス (渋谷区独自サービス)	① 介護予防時間延長等サービス 総合事業の身体介護を含む国基準相当訪問型サービスの時間延長・回数追加を行います。 ② 生活援助サービス 介護保険または総合事業と同等の生活援助サービスを行います。 ③ 高齢者世帯援助サービス 介護保険または総合事業と同等の生活援助サービスを同居の高齢者の方にも併せて行います。 ④ 外出介助サービス 通院や近隣施設等への外出介助を行います。	①「要支援」「事業対象者」 ②③④「要支援」「要介護」 ②③は同居家族または同居高齢者がいることで介護保険または総合事業のサービスの全部または一部を利用できない方 ※ いずれも介護保険または総合事業のサービスが優先	30分 180円から 生活保護受給中の方は無料	
食事券事業	区内の食事券事業協力店で食事をする時などに利用できる食事券(1枚につき250円分)を販売します。 ※1冊10枚つづりで販売 (1冊1,000円で2,500円分) ※購入は月3冊まで	「要支援」「要介護」で在宅の方	食事券1枚につき100円 (区の補助額150円)	地域包括支援センター、 高齢者福祉課サービス事業係、 出張所(区民サービスセンター・新橋出張所は除く)
配食事業★	配食事業協力店が栄養バランスの取れた食事をお届けし、同時に安否確認を行います。 ご利用には事前登録が必要です。	次のいずれかの要件を満たす在宅の方 ①75歳以上 ②「要支援」「要介護」「事業対象者」 ③セーフティネット見守りサポート事業の登録をしている	区の補助額150円を差引いた食事代	地域包括支援センター、 高齢者福祉課サービス事業係
理容・美容利用券交付★	組合加盟店の店舗で、または自宅への出張により理髪などを行う際に利用できる「高齢者理容・美容利用券」を申請により年間6枚(2ヶ月に1枚)まで交付します。	65歳以上の「要介護4」「要介護5」で在宅の方	店舗 450円 在宅 600円	
リフト付タクシー★	車いすやストレッチャーに乗ったまま利用できるリフト付タクシーを運行します。 ご利用には事前登録が必要です。	65歳以上で常時車いすなどを利用している方	メーター運賃	
GPSを活用した認知症高齢者位置情報探索サービス	認知症の症状により行方不明となるおそれのある高齢者の介護者に対し、位置情報探索用のGPS端末を貸与し、認知症高齢者の行方不明時にインターネット検索およびコールセンターへの電話での問合せにより位置情報を提供します。 また、サービスには日常生活賠償保険が付帯されています。	おおむね65歳以上の在宅の方で、認知症の症状があり、見守りが必要な方	月額200円	地域包括支援センター、 高齢者福祉課 高齢者相談支援係 3463-1989
見守りキーホルダー	「見守りキーホルダー」は、住所・氏名・緊急連絡先などの情報を登録した番号が入ったキーホルダーです。 認知症の高齢者の方が行方不明になった場合に、対応・情報提供するために登録を受け付けています。	65歳以上の在宅の方で、認知症の症状があり、見守りが必要な方	無料	地域包括支援センター
おかえりサポートメール	「おかえりサポートメール」は、認知症で行方不明となった高齢者の情報を、協力者(おかえりサポーター)に配信、発見や警察への連絡などの協力をお願いする仕組みです。 利用者と協力者は事前に登録が必要です。	65歳以上の在宅の方で、認知症の症状があり、見守りが必要な方	無料	<担当部署> 高齢者福祉課 高齢者相談支援係 3463-1989

●(前頁続き)その他のサービス

サービス名	サービス内容	対象者	利用料	申し込み
補聴器 購入費助成	左右いずれかの 耳または両耳に 装用する補聴器 1台分の購入費 用を助成します。	65歳以上で、次の要件を満たす方 ・住民税非課税、または住民税課税であるが合計所得金額が135万円以下 ・耳鼻咽喉科専門医による聴力検査を受け、聴力レベルが次のいずれかに該当する証明を受けた ①両耳が40dB以上70dB未満(中等度難聴)と診断された ②左右いずれかの耳が中等度難聴で、かつ他方の耳が70dB以上と診断された ③上記2つのほか、左右いずれかの耳が25dB以上で、医師が補聴器の必要性を認めた ・聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない	助成上限額 72,000円	地域包括支援 センター、 高齢者福祉課 サービス事業係 ※購入前に申請し てください。助成 決定前の購入は 対象となりません。
紙おむつ 購入費の 助成	テープ型紙おむ つ、外出時やリ ハビリ用のパン ツ型紙おむつ、 尿とりパッドの 購入費を助成し ます。	区内に住民票があり、常時紙おむつを使用している方で、生活保護を受給していない、次のいずれかに該当する方 ・「要介護」 ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を有している ・障害者総合支援法第4条に基づく難病等である	金額等、詳細は お問い合わせ ください (自己負担あり)	社会福祉協議会 5457-2200 ※ご利用には 事前登録が必要 です。
エアコン 購入費助成 <令和8年 10月まで>	エアコン1台の購 入代金、設置費 用を助成します。	自宅に冷房が無いまたは故障により使えない方で、 次のいずれかの世帯に属する方 ・住民税非課税世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方で各人の合 計所得金額が135万円以下 ・生活保護受給者で冷房器具の支給要件に該当しない	助成上限額 100,000円	生活支援課 生活支援係 3463-2028 ※購入前に申請し てください。助成 決定前の購入は 対象となりません。

地域包括支援センター

利用時間:月～土曜日 9:00～19:00 (令和8年10月から9:00～18:00に変更となります)
休業日:日曜日、祝日(敬老の日を除く)、年末年始

名称・住所・電話番号	担当地域
【豊沢・新橋】 恵比寿2-27-18 ☎:3440-1671	恵比寿1～4丁目・広尾1,2,5丁目
【恵比寿西二丁目】 恵比寿西2-13-5 ☎:6427-0273	猿楽町・鶯谷町・鉢山町・代官山町・恵比寿西1,2丁目・ 恵比寿南1～3丁目・桜丘町・南平台町
【ひがし健康プラザ】 東3-14-13 ☎:5468-5901	渋谷3丁目・東1～4丁目・広尾3,4丁目
【かななみの杜・渋谷】 神南1-8-6 ☎:6433-7535	道玄坂1,2丁目・円山町・神泉町・神山町・宇田川町・神南1,2丁目・ 松濤1,2丁目
【富ヶ谷・上原】 富ヶ谷2-27-12 ☎:3467-2371	富ヶ谷1,2丁目・上原1～3丁目
【総合ケアコミュニティ・せせらぎ】 西原1-40-10 ☎:5790-0881	西原1～3丁目・元代々木町・大山町・幡ヶ谷1丁目・笹塚1丁目
【あやめの苑・代々木】 代々木3-35-1 ☎:3372-1038	代々木神園町・代々木3～5丁目・ 初台1,2丁目
【つばめの里・本町東】 本町3-46-1 ☎:5334-9977	本町1～6丁目
【笹幡】 幡ヶ谷2-42-15 ☎:5365-1611	幡ヶ谷2,3丁目・笹塚2,3丁目
【千駄ヶ谷・北参道】 千駄ヶ谷4-25-14 ☎:3475-1461	千駄ヶ谷1～6丁目・代々木1,2丁目
【はあとぴあ原宿】 神宮前3-18-37 ☎:3423-2112	渋谷1,2,4丁目・神宮前1～6丁目